

“そらまめシール”の運用規定

【目的】

腎機能が低下している患者のお薬手帳に“そらまめシール”（以下「シール」）を貼ることで、腎機能低下により注意を要する医薬品の適正使用を推進する。

【シール適用患者】

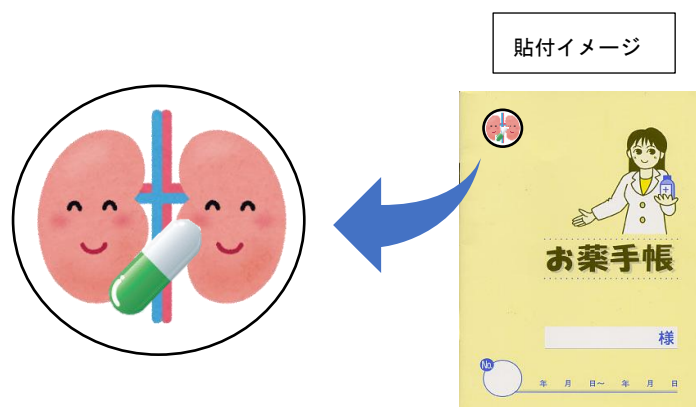
以下の①または②を満たす患者（但し、透析患者は除く）

- ① 検査結果において、2回連続で eGFR 値が 60mL/min/1.73m² 未満となった患者
- ② 1回であっても eGFR 値が 45mL/min/1.73m² 未満となった患者。（但し、脱水や急性腎不全等、一過性の場合もあるので症例を考慮すること）

【運用】

- 1) シール貼付について患者またはその家族等に十分説明し、同意を得ること。
- 2) 病院・診療所薬剤師が、入院中の患者にシール適用の要件を満たす事例を発見した場合に、退院時まで当該患者のお薬手帳にシールを貼付し、その腎機能検査の日付と eGFR 値をお薬手帳に記入する。外来患者においても同様とする。
- 3) 保険薬局薬剤師は、お薬手帳にシールが貼付されている患者の処方せんを受理した場合は、お薬手帳に記入された eGFR 値を確認し、処方中の腎機能低下時に注意を要する薬剤の用法・用量の妥当性を含め処方監査を行う。減量等の必要性がある場合には、疑義照会をするなど適切に対応する。eGFR 値の確認方法は、院外処方せんへの検査値印字が無い場合でも、病院・診療所から検査結果の交付を受けている場合もあるので、検査結果所持の有無を確認することが望ましい。
- 4) 保険薬局薬剤師も、検査値が確認でき、シール適用患者と判断できた場合は、シール貼付を積極的に行う。
- 5) シールが貼付されたお薬手帳を更新する際には、新たなお薬手帳を発行する薬剤師が責任をもってシールを貼付する。
- 6) シールが貼付されたお薬手帳を所有する患者の腎機能が回復し、シール適用の基準を満たさなくなった場合は、シールの近くに“回復”と日付を書き込み、さらにその腎機能検査の日付と eGFR 値をお薬手帳に記入する。シールはお薬手帳が更新されるまで剥がさないこととする。

【シールの外観】



【シールの作成】

- 1) 用紙（推奨）：直径 20mm 程度の白色丸形シール
参考）A-ONE 品番 26105（丸形 24 面、直径 20mm、はがきサイズ、12 シート）
ELECOM 品番 EDT-PSK20R（丸形 20 面、直径 20mm、はがきサイズ、5 シート）
- 2) 用紙メーカーからプリントソフトダウンロードの上印刷

【シール画像の入手】

- 1) 福島県病院薬剤師会会員は、福島県病院薬剤師ホームページのいわき支部のページよりダウンロードできる。
- 2) いわき市薬剤師会会員は、いわき市薬剤師会ホームページよりダウンロードできる。

【運用の開始】

2017 年 11 月 1 日より開始する。

2017 年 10 月 6 日
いわき市薬薬学連携協議会
情報部会